

宮城県再生可能エネルギー地域共生促進税の新設について

1. 新設の理由 [宮城県協議書抜粋]

当県は、大規模森林開発を伴う再生可能エネルギー発電事業(以下「再エネ発電事業」とう。)を巡る状況を踏まえ、再エネ発電事業の地域との共生の促進に向けて、法定外普通税として本税を新設するものである。

国においては、2050年カーボンニュートラル、2030年度の温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指し、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底することとしており、当県においても、「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」を策定し、利用促進を図ることとしている。

このように再生可能エネルギーの最大限導入を目指している中、再生可能エネルギー発電設備(以下「再エネ発電設備」という。)が森林に設置される場合については、土砂災害、景観、環境への影響などを懸念する声や反対の要望が県民の方々から寄せられている。

大規模森林開発を伴う再エネ発電事業が地域との共生に課題を抱えることが多い理由としては、森林の有する多面的機能への影響が挙げられるところ、その機能により保護される利益は、法令等による行為の禁止等の強い制限が許されるものではなく、地域の実情に応じて保護すべき合理性が認められる部類のものである。そのため、当県でも、環境影響評価条例や太陽光発電施設設置条例による手続の義務付けや行政指導等で対応しているが、再エネ発電事業は十分な収益の確保を重視することを踏まえれば、それらの規制手法だけでなく、税の導入により経済的負担が重くなる状況をつくり出すことが必要である。

2. 概要 [宮城県協議書抜粋]

課税団体	宮城県
税目名	再生可能エネルギー地域共生促進税(法定外普通税)
課税客体	再生可能エネルギー発電設備(太陽光、風力、バイオマスを再生可能エネルギー源とし、県の区域内にその全部又は一部が所在するものであって、次に掲げる要件を満たすものに限る。) ① 県内の開発区域*に当該設備又はその附属設備の全部又は一部が所在すること。 * 開発区域: 森林法第2条第3項に規定する国有林の区域及び同法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域のうち開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為であって、実施主体、実施時期又は実施箇所の相異にかかわらず一体性を有するもの(当該行為に係る土地の面積の合計が0.5haを超えるものに限る。))が行われた区域(これに準ずるものとして規則で定める区域を含む。) ② 上記①の開発区域に係る開発行為の着手からその完了

	後5年を経過した日までに当該設備又はその附属設備の設置のための工事に着手したもの。
課 税 標 準	総発電出力(再生可能エネルギー発電設備の再生可能エネルギー源ごとの定格出力の合計値)
納 税 義 務 者	再生可能エネルギー発電設備の所有者
税 率	<p>1 太陽光発電設備:620円/kW ただし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定発電設備であって、かつ、当該設備に係る同法第3条第2項に規定する調達価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額(以下「税抜調達価格」という。)が10円以上の場合は、別表「再生可能エネルギー地域共生促進税税率表」のとおり。</p> <p>2 風力発電設備:2,470円/kW ただし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定発電設備であって、かつ、当該設備に係る税抜調達価格が16円以上の場合は、別表「再生可能エネルギー地域共生促進税税率表」のとおり。</p> <p>3 バイオマス発電設備:1,050円/kW</p>
徴 収 方 法	普通徴収
非 課 税 事 項	<p>① 国又は地方公共団体が所有する再生可能エネルギー発電設備</p> <p>② 国、地方公共団体又は土地開発公社(公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項に規定する土地開発公社をいう。)により開発行為が行われた区域に設置された再生可能エネルギー発電設備</p> <p>③ 太陽光発電設備であって、家屋の屋根その他の当該家屋を構成する部分にその全部(パワーコンディショナを除く。)が設置されたもの</p> <p>④ 再生可能エネルギー発電設備及び附属設備の全部が地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用される場合における当該再生可能エネルギー発電設備</p> <p>⑤ 再生可能エネルギー発電設備及び附属設備の全部が農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第8条第3項に規定する認定設備整備計画に基づき使用される場合における当該再生可能エネルギー発電設備</p> <p>⑥ ④、⑤に準ずるものとして市町村長が認め、知事が認定した事業計画に基づき使用される再生可能エネルギー発電設備</p>
課 税 を 行 う 期 間	規則で定める日(令和6年4月1日を予定)から5年間

3. 同意要件との関係

再生可能エネルギー地域共生促進税について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

電気事業に関連する税としては、国税においては、電源開発促進税があるが、宮城県の再生可能エネルギー地域共生促進税(以下「本税」という。)の課税標準は再生可能エネルギーに係る総発電出力であり、一方、電源開発促進税は販売電気の電力量とされていることから、課税標準を異にしている。

また、宮城県内における既存の法定外税として、宮城県核燃料税があるが、本税の課税標準は再生可能エネルギーに係る総発電出力であり、一方、宮城県核燃料税は発電用原子炉に挿入された核燃料の価額及び発電用原子炉の熱出力とされていることから、課税標準を異にしている。

② 住民の負担

本税の負担は、以下の点を総合的に勘案すると「著しく過重な負担」とまでは言えないと考えられる。

- ・ 本税は、再エネ発電事業の地域との共生を促進するために設けられたものであり、地域との共生を図り、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「温対法」という。)に基づく市町村の認定等を受けて実施される事業については、非課税となること。また、宮城県においては、事業認定のガイドライン作成等を通じ、市町村による認定等の促進を図っていること。
- ・ 仮に本税が課税される場合であっても、宮城県の試算(別紙)によれば、再エネ発電事業の事業期間を通じた損益は黒字となる。当該試算結果は前提条件により変動するものの、本税の負担は、再エネ発電事業が必ず実施不可能になる程度まで過重であるとはいえない水準と考えられること。
- ・ 本税が課税された場合、再エネ発電事業に影響が生じることは否定できないものの、本税の目的(地域との共生促進のインセンティブ)を踏まえると、事業に一定の影響が生じる程度の税負担とする必要があると考えられること。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

本税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」

国においては、2050年カーボンニュートラルを目指し、地球温暖化対策計画で2030年度の温室効果ガス46%削減(2013年度比)、第6次エネルギー基本計画で2030年度における電源構成の再エネ比率の引上げ(36~38%)という目標を掲げ、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底することとしており、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度等により再エネ発電事業の導入を促進している。そして、両計画では、再エネ発電事業の導入拡大に向けて、「地域との共生・事業規律の強化」が重視されている。

本税は、再エネ発電事業の地域との共生を促す目的で設けられたものであり、大規模森林開発を伴い設置された再エネ発電設備を課税対象とする一方、地域との共生を図り、温対法に基づく市町村の認定等を受けて実施される事業については、非課税とされている。本税は、一部の再エネ発電事業については経済的負担を増加させる側面があるものの、上記の非課税措置等を通じて、再エネ発電事業者の地域との共生促進のインセンティブとすることを目的としており、ひいては今後の再エネ発電事業の推進につながるものと言える。

なお、本税について、エネルギー施策を所管する経済産業省及び地域共生型再生可能エネルギーを推進する環境省に対して地方財政審議会が意見照会を行った結果、いずれの省からも、国の経済施策に照らして適当ではないとの見解は示されなかった。

したがって、本税は「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」に該当するとはいえないと考えられる。

【別表】再生可能エネルギー地域共生促進税税率表

- 太陽光発電設備：税率620円/kW（ただし、認定発電設備であって、FIT価格が10円以上の場合は下表による）

FIT 価格	10円以上 11円未満	11円以上 12円未満	12円以上 13円未満	13円以上 14円未満	14円以上 15円未満	15円以上 16円未満	16円以上 17円未満	17円以上 18円未満	18円以上 21円未満
税率 [円/kW]	760	1,050	1,340	1,630	1,920	2,210	2,500	2,790	3,080
FIT 価格	21円以上 24円未満	24円以上 27円未満	27円以上 29円未満	29円以上 32円未満	32円以上 36円未満	36円以上			
税率 [円/kW]	3,960	4,840	5,710	6,300	7,170	8,340			

- 風力発電設備：税率2,470円/kW（ただし、認定発電設備であって、FIT価格が16円以上の場合は下表による）

FIT 価格	16円以上 17円未満	17円以上 18円未満	18円以上 19円未満	19円以上 20円未満	20円以上
税率 [円/kW]	2,920	3,380	3,830	4,290	4,740

- バイオマス発電設備：税率1,050円/kW

再エネ発電事業における損益について、県で作成した事業計画モデルに基づいて試算すると、本税が課税された場合でも損益は黒字であり、再エネ発電事業が必ずしも成り立たなくなるわけではない。

詳細は以下のとおり。

イ 再エネ発電事業については、同時期に同じ場所で開催される場合、FIT価格が高くなるにつれて黒字が大きくなり、また、発電出力が大きくなるにつれて基本的に黒字が大きくなる*ため、FIT価格が最低であって、かつ、発電出力が最小である場合が、事業の成否という点で最も厳しいことから、再エネ発電事業の実施の可否についての検討という観点では、その場合の損益を検討すれば足りる。

本税以外の税の負担は再エネ発電事業者の資本金等によっても異なるところ、課税対象見込みの36事業に係る31事業者のうち、25事業者は資本金1億円以下の法人であり、全体の8割を占めている。また、資本金1億円超の法人の6事業者を見ると、複数の再エネ発電事業や複数分野の事業を全国に展開しており、法人全体で法人事業税等を負担していると考えられる。これらのことから、単独の再エネ発電事業における損益の試算としては、資本金1億円以下の法人を前提とすることが適切である。

* 発電出力が大きくなるにつれて黒字も大きくなるが、発電出力が環境アセスメント手続の対象となる大きさになると、当該手続に係る経費が生じるため、環境アセスメント手続の対象外の発電出力の最大と比べて黒字が小さくなる。しかし、環境アセスメント手続の対象に限って見れば、発電出力が大きければ大きいほど黒字が大きくなることに変わりはない。

ロ そこで、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第43条第1項の規定により設置されている調達価格等算定委員会の資料等を参考に県で作成した事業計画モデルに基づき、資本金1億円以下の法人を前提に、【i】課税対象となる0.5haを超える開発行為を伴うことが想定される発電出力の下限の場合（太陽光0.4MW、風力0.6MW、バイオマス2MW）と、【ii】環境アセスメント手続の対象となる発電出力の下限の場合（太陽光20MW、風力5MW、バイオマス30MW）の再エネ発電事業における想定事業期間通算の損益を試算すると、次頁のとおり、本税が課税された場合でも損益は黒字であり、再エネ発電事業が必ずしも成り立たなくなるわけではない。

<太陽光発電設備> ※想定事業期間：25年（調達価格等算定委員会より）

[試算条件（基本的に調達価格等算定委員会「令和4年度以降の調達価格等に関する意見」による）]

- 売電単価 9.5円/kWh（21年日以降9.4円/kWh）
- 初期費用 134.5千円/kW（土地造成費、接続費用、システム費用）
- 運転維持費 5.0千円/kW（土地賃借料、修繕費、保守点検費、保険料等）
- 環境アセスメント費用 116,000千円（20MWの場合）
- 借入金利 1.9%（日本政策金融公庫の基準利率、貸付期間17年）

【i：発電出力0.4MW】

基準税率620円/kWでの損益（単位：千円）

本税がない場合の損益	本税がある場合の損益
5,115.8	91.9

【ii：発電出力20MW】

基準税率620円/kWでの損益（単位：千円）

本税がない場合の損益	本税がある場合の損益
396,088.0	143,913.7

<風力発電設備> ※想定事業期間：20年（調達価格等算定委員会より）

[試算条件（基本的に調達価格等算定委員会「令和4年度以降の調達価格等に関する意見」による）]

- 売電単価 15円/kWh
- 初期費用 275.0千円/kW（土地造成費、接続費用、システム費用）
- 運転維持費 9.3千円/kW（土地賃借料、修繕費、保守点検費、保険料等）
- 環境アセスメント費用 114,000千円（5MWの場合）
- 借入金利 1.9%（日本政策金融公庫の基準利率、貸付期間17年）

【i：発電出力0.6MW】

基準税率2,470円/kWでの損益（単位：千円）

本税がない場合の損益	本税がある場合の損益
64,966.5	43,593.8

【ii：発電出力5MW】

基準税率2,470円/kWでの損益（単位：千円）

本税がない場合の損益	本税がある場合の損益
483,271.9	287,931.0

<バイオマス発電設備> ※想定事業期間：20年（調達価格等算定委員会より）

[試算条件（基本的に調達価格等算定委員会「令和4年度以降の調達価格等に関する意見」による）]

- 売電単価 17円/kWh
- 初期費用 310.0千円/kW（資本費）
- 運転維持費 22.0千円/kW（土地賃借料、修繕費、保守点検費、保険料等）
- 環境アセスメント費用 114,000千円（30MWの場合）
- 借入金利 1.8%（日本政策金融公庫の基準利率、貸付期間15年）

【i：発電出力2MW】

基準税率1,050円/kWでの損益（単位：千円）

本税がない場合の損益	本税がある場合の損益
98,703.4	65,109.3

【ii：発電出力30MW】

基準税率1,050円/kWでの損益（単位：千円）

本税がない場合の損益	本税がある場合の損益
1,427,727.7	924,111.8